

富山県知的障害児入所施設のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 富山県における知的障害児入所施設のあり方等について検討するため、富山県知的障害児入所施設のあり方検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項について協議する。

- (1) 富山県における知的障害児入所施設のあり方に関すること。
- (2) その他知的障害児支援に係る施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、福祉・教育・会計等の関係者を充てる。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 検討会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、会議を進行する。
- 3 会長が出席できないときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、厚生部長が招集する。

- 2 厚生部長が必要と認めた場合は、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、厚生部障害福祉課で処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月22日から施行する。